

■【トピックス】
マイナス成長！



3月9日に内閣府より公表された昨年の10-12月期の実質GDPの改定値により、2014年が0.03%のマイナス成長だったことが分かりました。結局、消費税の増税による反動減を取り戻すことはできず、その影響は今年も続いています。

株価だけが高値を維持していますが、実体経済は悪いままです。アベノミクスの効果を感じられないことが数字の上からも明らかになりました。安倍政権は今後どのように対応するのでしょうか？

■【ビジネス・アイ】
空家対策法！

社長 「なんか固定資産税が6倍になるって聞いたんだけど本当かなあ？」

花野 「危険な空家に関しては本当ですね。その用地に関して、これまで6分の1に軽減されていた固定資産税が軽減されなくなることにより6倍になります」

社長 「ということは、人が住んでいる家は大丈夫ということなんだね。それなら自宅は関係ないけど、今は人が住んでいない実家の固定資産税が上がるかもしれないということになるよ」

花野 「ただ単に空家というだけで軽減が無くなる訳ではありません。“特定空家等”に指定された場合のみに適用されることになります。」

社長 「その特定空家等っていうのは、どういう場合に指定されるの？」

花野 「特定空家等は、空家のうち①倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるものをいいます」

社長 「適切に管理されていれば問題にならないということだね。でも将来のことを考えると息子たちが維持し続けることは現実的ではないから処分することも考えないといけないね」

花野 「一度、ご家族で話し合いが必要ですね」

■【今月のキーワード】
空家対策法

「空家等対策の推進に関する特別法」（空家対策法）の一部が2月26日に施行されました。空家対策法は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状に鑑み、“危険な空家”対策のために制定されました。空家等のうち「特定空家等」に指定されると、固定資産税等の優遇措置が受けられなくなり（税負担がこれまでの6倍）、また、行政代執行の要件が緩和され、これまでより容易に強制執行が行われることとなります。

■【今月の1冊】

『コトPOPを書いたらあっ売れちゃった！』

山口 茂 著
商業界 ¥1500

小売店に行くと、それぞれの商品にPOPが貼ってある光景をよく見ます。多くのPOPが値段や安さを強調しています。

しかし、POPの多くが売上に繋がっていません。その一方、確実に売り上げ増に繋がっているPOPも存在します。具体的に売れるPOPの作成過程が、この本の第6章で再現されています。そこだけでも一見の価値があります。



■【編集後記】

今のビルに事務所を開設して10年以上経ちましたが、初めて締め出されました。セキュリティ・システムの異常です。トイレに行って戻ったら1時間以上も部屋に入れませんでした。廊下で復旧するまで待っていました（^^；

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 97（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2015.4.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>